相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市領家四丁目三四一一番地、最後の住所埼玉県川口市赤井四丁目一一番二一号　被相続人　亡　岩下　恒幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十三日

事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町二―三七二市野屋ビル四階阿部・楢原法律事務所　相続財産管理人　弁護士　阿部　哲男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市清見台一丁目一八番地一〇、最後の住所千葉県木更津市祇園二丁目三一番三五号　被相続人　亡　小西延四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十三日

事務所千葉市中央区中央二―九―八　ジブラルタ生命千葉ビル七階　千葉第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　黄　泰彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区中央二丁目一一三番、最後の住所三重県津市南新町五番一三号

被相続人　亡　廣見　正道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十三日

大阪市北区西天満二丁目一四番六号センチュリー西天満ビル四階

相続財産管理人弁護士　大西　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県有馬郡塩瀬村生瀬六三二番地、最後の住所兵庫県有馬郡塩瀬村生瀬六三二番地

被相続人　亡　藤森　かね

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十三日

兵庫県尼崎市御園町二一番地ＭＧ尼崎駅前ビル三階　弁護士法人ライト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県芦屋市津知町四五番地、最後の住所兵庫県芦屋市東山町二九番三五号

被相続人　亡　安立　洋代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十三日

兵庫県尼崎市御園町二一番地ＭＧ尼崎駅前ビル三階　弁護士法人ライト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡中土佐町久礼六四一一番地、最後の住所高知県高岡郡中土佐町久礼六七八二番地六　被相続人　亡　若木　良根

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十三日

高知県高岡郡佐川町甲一一四九番地一一一

相続財産管理人　司法書士　田中　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県東臼杵郡門川町大字川内七六〇二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　江川　カン

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十三日

宮崎県延岡市土々呂町六丁目三一六一番地

相続財産管理人　松尾　純子

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成24年２月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①株式会社エアークルーズ(旅空ドットコム)　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6148号　④株式会社エアークルーズ　東京都中央区新富一丁目13番21号　代表取締役　村尾憲吾　⑤本社営業所　東京都中央区新富一丁目13番21号ヤマト第一ビル４Ｆ　⑥平成21年３月19日　⑨平成23年12月12日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区新富一丁目13番21号　株式会社エアークルーズ　代表取締役　村尾憲吾

B　①加美奈利観光　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―1127号　④佐藤和子　東京都中央区銀座四丁目13番13号加美奈利ビル　⑤加美奈利観光　東京都中央区銀座四丁目13番13号加美奈利ビル　⑥昭和40年11月29日　⑧平成24年１月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区銀座四丁目13番13号加美奈利ビル　佐藤和子

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、平成二十三年十二月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成二十四年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十三日

東京都大田区南蒲田二丁目一六番二号

株式会社ニコン・トリンブル

規約型確定給付企業年金清算人

藤田　直也